

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局総務部NPO法人担当 (06-6208-9864)
処分課（担当）名	市民局総務部NPO法人担当
処分の名称	認定特定非営利活動法人等に対する勧告、命令等
概要	認定特定非営利活動法人等に対し、改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告、命令をすることができる。
根拠法令等 及び条項	特定非営利活動促進法 第65条
処分基準	<p>1 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、特定非営利活動促進法第67条第2項各号（同条第3項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。（上記の勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表する。）</p> <p>2 所轄庁は、上記の勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。（上記の命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示する。）</p>
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000375996.html
備考	